

PDF issue: 2024-09-29

「憲法学における『平等』の基礎的考察」

植木、淳

```
(Degree)
博士 (法学)
(Date of Degree)
2001-03-31
(Date of Publication)
2008-11-07
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲2297
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1002297
```

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



[8]

氏 名 · (本 籍) 植木 淳 (岡山県)

博士の専攻分野の名称 博士 (法学)

学 位 記 番 号 博い第51号

学位授与の 要 件 学位規則第4条第1項該当

学位授与の 日 付 平成13年3月31日

【学位論文題目】

「憲法学における『平等』の基礎的考察」

審查委員

主查 教授 浦部 法穗

教授 井上 典之 教授 中川 丈久

論文内容の要旨

本論文は、近代立憲主義にとって最重要テーマであった「平等」観念の規範的意味の探究のために、アメリカ合衆国憲法修正14条の「平等保護」理論を素材として、「平等保護の本質」を究明し、平等保護条項の下で生ずる具体的問題を検討した上で日本国憲法14条の「平等原則」の解釈指針を提供しようとするものである。そこには、平等原則の保障を単に法律の「合理性」の問題としてではなく、「何らかの目的にてらして合理的であっても許されざる行為とは何か」という問題としてとらえる必要があるのではないか、という意識が本論文を通しての検討の起点として示される。

以上の目的と問題の視座を示した序章から、「第1章 アメリカ平等保護理論における論点整理」は、本論文の主たる研究対象となるアメリカの「平等保護」理論を考察する上で留意すべき特殊アメリカ的問題となる「人種平等」の歴史を整理し、それを踏まえた上で本論文において取り上げられる論点を提示する。そして、「第2章 平等保護における『個人主義』と『集団主義』」は、「人種平等」の理念との断絶を前提した議論展開のために、伝統的な個人主義的平等観(人種からの平等)に対する集団主義的平等観(人種への自由)からの挑戦についての検討を加え、それについての一定の評価を下す。そこでは、「人種への自由」は真の意味での「人種からの自由」実現を目指すが、「人種意識」を語ることで人種主義を承認することになるという問題をも含み一定の警戒が必要であること、二つの対立的にみえる平等観を検討すれば、「人種的な考慮」の正当化は真の意味での「人種からの平等」実現のために「人種づけられた社会」を克服することが必要との含意が込められていることが示される。

「第3章 平等保護の本質について」は、これまでの議論との関係に依拠して、人種問題との関係で不十分とされた「合理性」に代わる「反差別原理」と「反従属原理」の対抗関係についての議論が紹介され、その具体的内容の考察が行われる。そこでは、「反従属原理」が社会権規定を持たないアメリカにおいて実質的平等を確保する手段のなさを問題にするという背景から提唱されたという事情を考慮をして、「個人を道徳的に関連なき特徴によって判断しないことを要求する」との「反差別原理」こそが平等保護についての実体的内容を付与するものと

なる、との結論が導かれている。その上で、「第4章 疑わしき区分」は、その「道徳的に関連なき特徴」とは何かについて検討し、結局、それを「生来的特徴」ととらえ、平等保護条項は「個人の自律」と関連づけられて「個人をその生来的条件から解き放つ」という憲法上の価値決定と結論づける。

以上の「反差別原理」の実践的帰結を確認するために、「第5章 Affirmative-Actionの問題」では、人種的優遇措置となるAffirmative-Actionの合憲性の問 題が、「第6章 中立的規範の問題」では、表面上人種中立的であるが事実上特 定の人種に不利益をもたらす行為の問題が取り上げられて検討される。前者では、 Affirmative-Action正当化のために展開される「救済のためのAffirmative-Action」と「多様性のためのAffirmative-Action」の内容が検討され、「多様性のた めの」ものは「人種」という特徴に特別の意味を見出すものであるのに対して、 「救済のための」ものは真の意味での「人種からの自由」を追求するための手段 として積極的に評価できるとする。また、後者では、そこでの問題が「人種づけ られた社会」というアメリカの事情と無関係ではいられないものとして、規制の 結 果 の み に 着 目 し て 合 憲 性 を 判 定 す れ ば あ る 種 の 「 人 種 割 当 制 」 と な っ て し ま う 虞 が あ り 、 政 府 行 為 の 「 文 化 的 意 味 」 を 特 定 し て い く こ と で 「 人 種 か ら の 自 由 」 という理想にかなうものと「人種づけられた社会」の影響を帯びた行為を振い分 け る 必 要 性 を 指 摘 す る 。 ま た 、 「 第 7 章 違 憲 審 査 基 準 の 問 題 」 は 、 平 等 保 護 と いう「反差別原理」を実現するための方法論として、「道徳的に関連なき特徴」 による区分がなされた場合に、それが例外的に許され得るか否かを審査するため の基準としての「厳格審査基準」を提唱すると同時に、平等保護がまさに「反差 別原理」を内実とする実体価値ととらえられるからこそ、そのような厳格審査基 準が根拠づけられるという点を指摘する。

本論文は、以上の考察に続けて、最後に、「終章 日本における平等原則の解釈論」において、日本での平等原則の解釈という問題をどのように展開すべきかについての視点を提示する。まず、従来の通説的立場では、「相対的平等」説の立場から「合理的区別」は許されるとの考えに依拠して、「合理性」の探究に焦点が置かれてきたことを指摘する。その上で、「合理性の内容を明らかにするアプローチ」と「合理性の認定方法を問題にするアプローチ」のいずれも、規制における「何らかの目的にてらして合理的か否か」を問題にするだけであり、平等

原則における実体的価値論を十分に展開せずに違憲審査基準論を展開するものとなっている点を問題として指摘する。結局、本論文では、平等保護あるいは平等原則の実体論をないがしろにして違憲審査基準を展開するだけでは憲法上の平等の保障の規範的意味の探究にはならないとして、平等原則を「個人を生来的条件から解き放すこと」ととらえる必要性を主張する。そしてそのことから、「平等保護」にそのような意義を認めることで、他の憲法上の「実体的権利条項」に生来的条件から解き放された個人の実体的権利保障の意義を認めることができるようになるという、憲法上の人権保障の意義が確認されるのであった。

論文審査の結果の要旨

近代立憲主義の下での「平等原則」の問題は決して軽視され得ない一つの重要な研究課題となる。日本の憲法学も、人権論の最重要課題の一つとして「平等原則」の解釈を取り上げているが、最近の多くの議論は、アメリカでの「平等保護」条項に関連して連邦最高裁判所によって展開された違憲審査基準が紹介され、それがそのまま日本の憲法解釈のための指針として用いらる傾向が強かった。本論文も、その意味ではアメリカでの議論の検討によって今後の日本の憲法論を展開する上での一つの視点の探究を行うものとなっているが、最近の多くの議論とは異なり、むしろ特殊アメリカ的事情を強調し、そこから平等保護のあるべき射程範囲を明確化しようとする試みを展開する点で以下のような意義と特徴を有するものであって、「憲法によって保障される平等」の問題に関する相当程度の水準の研究成果をまとめたものと評価することができる。

第1に、本論文は、日本での問題を考えるための比較対象として、従来の学説同様、アメリカの議論を分析するが、「人種づけられた社会」というアメリカ社会の特殊性を浮き彫りにすることで、日本での問題に関する考察においてそれを捨象して考えるための試みを行おうとする研究となっている。従来の議論が、連邦最高裁判所において「平等保護」条項の下で展開された事例研究を単純に参照して、社会的事情の異なる日本における解釈論へと反映させようとしてきたのに対して、本論文は、同じくアメリカでの「平等保護」の問題がアメリカ社会における「人種問題」に規定されている傾向を確認し、むしろその特殊性を中心に検討することで、そこから抽出される中立的な内容を見出そうとする点で極めて示唆的な研究となっている。

第2に、本論文は、従来の議論において中心とされてきた違憲審査基準の必要性を承認しながら、それを「平等保護」実現の方法論のレベルでだけとらえ、むしろ実体論レベルでの「平等保護」論の展開の必要性を主張している。特に、アメリカにおいて展開される「反差別原理」が、「個人をその生来的条件から解き放すこと」の要請という憲法価値になることを示している点で、本論文は、従来の議論にはない興味深い分析を行っているといえる。

さらに、本論文のテーマに関する具体的問題領域となるAffirmative-Actionや、

人種中立的規制といったものを、前者については現代国家に共通する実質的平等の問題ととらえ、後者については目的の正当性を認めた上での事実上の区別可能性の問題ととらえ、そのことから「平等保護」をめぐる憲法解釈論上の重要な論点を的確に指摘するという方法をとっている点も、本論文の一つの特徴といえる。この点は、抽象的にではなく具体的事例の分析を通してより分かりやすい内容となっており、平等保護の実体内容の検討にとって有用なものとなっている。

もっとも、本論文にも問題がないわけではない。本論文の内容の大部分はアメリカ合衆国憲法修正14条との関係で展開された判例および学説理論の検討に充てられており、本論文の主旨が、日本の解釈指針の提供を目指すことにあるにも関わらず、なおアメリカ的な「人種問題」に関連する平等保護観に無意識のうちに引きずられてしまい、必ずしも全体として日本国憲法の解釈指針の提供として十分な論理が展開されているとはいえない部分もある。ただ、これらの点はは、平等原則についての問題が、日本ではアメリカ理論を中心に、特にアメリカ連邦最高裁判所の判例に基づく審査基準論を直輸入する形でこれまで展開されており、さらに、日本国憲法14条の「平等」原則の実体内容そのものを憲法解釈において積極的に取り上げて議論することがようやく最近になって出てきたことに由来するものである。その意味で、本論文の問題点も、どちらかといえば本論文が行るものである。その意味で、本論文の問題点も、どちらかといえば本論文が行るのである。その意味で、本論文の問題点も、どちらかといえば本論文が行る優れた研究価値を損なうものではないといえる。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である植木淳氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分の資格を有するものと認定する。

平成13年3月 8日

審查委員 主查 教授 浦部法穗

教授 井上典之

教授 中川丈久